

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社栃木銀行			コード	8550
提出日	2025/5/30	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	亀岡 晶子	社外取締役	○										○					有
2	大谷 恭久	社外取締役	○													○		有
3	荒川 政利	社外取締役	○													○		有
4	吉澤 一子	社外取締役	○													○		有
5	竹澤 秀樹	社外取締役	○													○	新任	有
6	須賀 英之	社外監査役	○										○					有
7	宮内 豊	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の亀岡晶子氏は、当行との間に融資取引および預金取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	亀岡晶子氏は、企業法務に精通した十分な見識および長年の弁護士として培われた豊富な経験を有しており、公正かつ客観的な立場から、適切な意見を述べ取締役会の意思決定に対する監督ができるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。また、東京証券取引所が定める独立性基準、当行の定める「社外役員独立性判断基準」にも抵触していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者であると判断し、独立役員に選任いたしました。
2		大谷恭久氏は、株式会社JTBの常務取締役兼株式会社JTB国内旅行企画代表取締役社長等を務めた経歴をもち、グローバル企業の経営・営業企画、人事管理等幅広く実績を有しております。公正かつ客観的な立場から、適切な意見を述べ取締役会の意思決定に対する監督ができるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。また、東京証券取引所が定める独立性基準、当行の定める「社外役員独立性判断基準」にも抵触していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者であると判断し、独立役員に選任いたしました。
3		荒川政利氏は、地方自治の執行者として培われた豊富な知識と経験を有しており、公正かつ客観的な立場から、適切な意見を述べ取締役会の意思決定に対する監督ができるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。また、東京証券取引所が定める独立性基準、当行の定める「社外役員独立性判断基準」にも抵触していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者であると判断し、独立役員に選任いたしました。
4		吉澤一子氏は、大手監査法人勤務等を経て会計事務所を設立し、長年に亘る会計監査経験および財務・会計に関する専門的知見を有しております。公正かつ客観的な立場から、適切な意見を述べ取締役会の意思決定に対する監督ができるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。また、東京証券取引所が定める独立性基準、当行の定める「社外役員独立性判断基準」にも抵触していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者であると判断し、独立役員に選任いたしました。
5		竹澤秀樹氏は、日本銀行において金融政策関連部署や支店長を歴任し、金融全般における高度な専門性と豊富な実務経験を有しております。公正かつ客観的な立場から、適切な意見を述べ取締役会の意思決定に対する監督ができるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。また、東京証券取引所が定める独立性基準、当行の定める「社外役員独立性判断基準」にも抵触していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者であると判断し、独立役員に選任いたしました。
6	社外監査役の須賀英之氏は、学校法人須賀学園の理事長です。同学園と当行との間に預金取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	須賀英之氏は、学校法人須賀学園にて教育に携わる一方、栃木県の経済産業、文化、まちづくりに係る公職を歴任しております。その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、当行経営全般に関し客観的かつ中立的な立場にて監督ができるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。また、東京証券取引所が定める独立性基準、当行の定める「社外役員独立性判断基準」にも抵触していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者であると判断し、独立役員に選任いたしました。
7		宮内豊氏は、長年に亘り財務省において要職を歴任し、その経歴をとおして培われた豊富な経験と知識を有しており、専門的な見地から当行経営全般に関し客観的かつ中立的な立場にて監督ができるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。また、東京証券取引所が定める独立性基準、当行の定める「社外役員独立性判断基準」にも抵触していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者であると判断し、独立役員に選任いたしました。

4. 補足説明

[社外役員独立性判断基準]

会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、以下を満たすものを当行グループから独立性を有しないものとする。

1. 当行グループの業務執行者（過去10年）

2. 当行の大株主（議決権ベース10%以上）またはその業務執行者（過去5年）

3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者

(1) 当行の主要な取引先の業務執行者（以下、「主な取引先」とする基準）

a. 当行グループからの借入金残高が当行グループの融資残高の2%以上を占めている先（但し、地方公共団体を除く）（過去1年）

(2) 当行を主要な取引先とする者の業務執行者（以下、「主な取引先」とする基準）

a. 当行の融資メインシエア先で、かつ債務者区分が要管理先以下であるなど当行以外の金融機関からの資金調達が困難であると考えられる先（過去1年）

b. 当行グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上高の10%を超える先（過去1年）

c. 当行グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する先（過去1年）

4. 当行グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士（過去5年）

5. 当行グループから役員報酬以外に年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士等の専門家（過去5年）

6. 当行グループから年間10百万円を超える寄付を受けている者（過去5年）

7. 近親者が上記1から6までのいずれか（4及び5を除き、重要な者に限る）に該当する者（過去5年）

※ 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。（監査役は含まない。）

※ 重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。